

令和3年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
58	令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)		
59	令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
60	飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例		3
61	飯塚市税条例の一部を改正する条例		5
62	飯塚市手数料条例の一部を改正する条例		9
63	飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例		11
64	飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例		13
65	飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例		17
66	飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例		21
67	飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例		23
68	市道路線の認定		27
69	財産の譲渡(中三集会所建物)		32
70	専決処分の承認(令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))		35
71	専決処分の承認(令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号))		36
報告 第6号	専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		37

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

押印を廃止することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市固定資産評価審査委員会条例(平成18年飯塚市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印をしなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市固定資産評価審査委員会条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2~3 (略)</p> <p>4 (略) 5 (略)</p> <p>(口頭審理) 第8条 (略) 2~4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p> <p>6~8 (略)</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2~3 (略) 4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 (略) 6 (略)</p> <p>(口頭審理) 第8条 (略) 2~4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印をしなければならない。</u></p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p> <p>6~8 (略)</p>

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第108号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第35号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

(飯塚市税条例の一部改正)

第1条 飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯塚市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中飯塚市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中飯塚市税条例附則第10条の2第23項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

飯塚市税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～23 (略)

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は零とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中飯塚市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中飯塚市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中飯塚市税条例附則第10条の2第23項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～23 (略)

24 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

25 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は零とする。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができる規定が新設されたことから、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第9号及び第10号」を「第8号及び第9号」に改める。

第6条の2中「第9号」を「第8号」に改める。

別表中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

飯塚市手数料条例 資料(新旧対照表)

新	旧						
<p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、請求者の申請により手数料を減免することができる。ただし、別表第2号、第4号、第6号、第7号、<u>第8号及び第9号</u>に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1) 別表第8号行政不服審査法第38条第1項に規定する提出書類等の交付の部に掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁)</p> <p>(2) 別表第8号行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面又は資料の交付の部に掲げる手数料 行政不服審査会</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)関係 (略)</p> <p>(9) 福岡県条例関係 (略)</p> <p>(10) その他 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、請求者の申請により手数料を減免することができる。ただし、別表第2号、第4号、第6号、第7号、<u>第9号及び第10号</u>に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1) 別表第9号行政不服審査法第38条第1項に規定する提出書類等の交付の部に掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁)</p> <p>(2) 別表第9号行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面又は資料の交付の部に掲げる手数料 行政不服審査会</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</td> <td>個人番号カードの再交付</td> <td>1枚につき 800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)関係 (略)</p> <p>(10) 福岡県条例関係 (略)</p> <p>(11) その他 (略)</p>	事務	名称	金額	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
事務	名称	金額					
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円					

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

中三集会所を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表中三集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市集会所及び生活館条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
山淵集会所	飯塚市平恒555番地1	中三集会所	飯塚市幸袋747番地35
(略)	(略)	山淵集会所	飯塚市平恒555番地1
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>			

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市庄内交流センターと飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーを複合化するに当たり、飯塚市庄内交流センターについて、位置の変更及び使用料の改定を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例(平成29年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「有安830番地3」を「綱分771番地1」に改める。

別表の(11)を次のように改める。

(11) 飯塚市庄内交流センター使用料

室名	面積	施設使用料(市内)		備考
大研修室	268.98m ²	1時間につき	970円	市内以外のも のが使用する 場合は、10割増 とする。
第1研修室	51.99m ²	1時間につき	310円	
第2研修室	86.11m ²	1時間につき	310円	
第3研修室	116.44m ²	1時間につき	560円	
第4研修室	48.22m ²	1時間につき	160円	
第5研修室	46.61m ²	1時間につき	160円	
第6研修室	80.00m ²	1時間につき	310円	
第7研修室	74.61m ²	1時間につき	310円	

第8研修室	67.80m ²	1時間につき	310円
和室1号	33.09m ²	1時間につき	130円
和室2号	27.73m ²	1時間につき	90円
調理実習室	97.93m ²	1時間につき	470円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。
- 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の飯塚市庄内交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

飯塚市交流センター条例 資料(新旧対照表)

新				旧			
飯塚市交流センター条例(第2条関係) (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				飯塚市交流センター条例(第2条関係) (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)		(略)		(略)		(略)	
飯塚市庄内交流センター		飯塚市綱分771番地1		飯塚市庄内交流センター		飯塚市有安830番地3	
(略)		(略)		(略)		(略)	
別表(第13条関係) (5) 飯塚市庄内交流センター使用料				別表(第13条関係) (5) 飯塚市庄内交流センター使用料			
室名	面積	施設使用料(市内)	備考	室名	面積	施設使用料(市内)	備考
大研修室	268.98m ²	1時間につき 970円	市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。	大ホール	360.00m ²	1時間につき 1,140円	市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。
第1研修室	51.99m ²	1時間につき 310円		第1研修室	135.27m ²	1時間につき 560円	
第2研修室	86.11m ²	1時間につき 310円		第2研修室	68.85m ²	1時間につき 310円	
第3研修室	116.44m ²	1時間につき 560円		第3研修室	51.03m ²	1時間につき 310円	
第4研修室	48.22m ²	1時間につき 160円		第4研修室	135.27m ²	1時間につき 560円	
第5研修室	46.61m ²	1時間につき 160円		第5研修室	70.67m ²	1時間につき 310円	
第6研修室	80.00m ²	1時間につき 310円		第6研修室	53.00m ²	1時間につき 310円	
第7研修室	74.61m ²	1時間につき 310円		和室1号	66.42m ²	1時間につき 220円	
第8研修室	67.80m ²	1時間につき 310円		和室2号	63.00m ²	1時間につき 220円	
和室1号	33.09m ²	1時間につき 130円	調理実習室	68.85m ²	1時間につき 470円		
和室2号	27.73m ²	1時間につき 90円	工芸工作室	52.85m ²	1時間につき 310円		
調理実習室	97.93m ²	1時間につき 470円					
備考 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。				備考 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。			
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。							

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の飯塚市庄内交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターを複合化するに当たり、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、施設の管理区分及び休館日の変更を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例(平成18年飯塚市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第12条第1項」を「第12条」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 毎月の第2日曜日及び第4日曜日

第5条第1項第3号を削る。

第6条第1項を次のように改める。

施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第12条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、第2項を削り、同条第1項を次のように改める。

市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第13条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

利用区分		使用料	回数券(12枚)	備考
浴室	市内居住者	大人	200円	2,100円
		小学生	100円	1,050円
		65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の 交付を受けた者	100円	1,050円
	市外居住者	大人	310円	3,140円
		小学生	150円	1,570円
		65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の 交付を受けた者	150円	1,570円
運動指導室		1時間当たり	100円	1,050円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- 2 幼児は、無料とする。
- 3 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 4 使用料には、照明料及び光熱水費を含む。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例 資料(新旧対照表)

新				旧																																			
<p>(休館日)</p> <p>第4条 ハーモニーの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項、次条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月の第2日曜日及び第4日曜日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、必要があるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用区分</th> <th>使用料</th> <th>回数券(12枚)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">浴室</td> <td rowspan="3">市内居住者</td> <td>大人</td> <td>200円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の</td> <td>100円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分		使用料	回数券(12枚)	備考	浴室	市内居住者	大人	200円	2,100円	小学生	100円	1,050円	65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の	100円	1,050円	<p>(休館日)</p> <p>第4条 ハーモニーの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項、次条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条第1項において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月の第2日曜日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他の施設 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。</p> <p>2 利用料金における前項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、規則で定める理由のときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用区分</th> <th>使用料</th> <th>回数券(12枚)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">浴室</td> <td rowspan="3">市内居住者</td> <td>大人</td> <td>200円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の</td> <td>100円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分		使用料	回数券(12枚)	備考	浴室	市内居住者	大人	200円	2,100円	小学生	100円	1,050円	65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の	100円	1,050円
利用区分		使用料	回数券(12枚)	備考																																			
浴室	市内居住者	大人	200円	2,100円																																			
		小学生	100円	1,050円																																			
		65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の	100円	1,050円																																			
利用区分		使用料	回数券(12枚)	備考																																			
浴室	市内居住者	大人	200円	2,100円																																			
		小学生	100円	1,050円																																			
		65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の	100円	1,050円																																			

	交付を受けた者			
市外居住者	大人	310円	3,140円	
	小学生	150円	1,570円	
	65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の 交付を受けた者	150円	1,570円	
運動指導室	1時間当たり	100円	1,050円	

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- 2 幼児は、無料とする。
- 3 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 4 使用料には、照明料及び光熱水費を含む。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

	交付を受けた者			
市外居住者	大人	310円	3,140円	
	小学生	150円	1,570円	
	65歳以上の者 又は身体障がい者手帳等の 交付を受けた者	150円	1,570円	
運動指導室	1時間当たり	100円	1,050円	
利用区分		使用料	冷暖房料	
多機能室	1時間当たり	730円	410円	
栄養指導実習室	1時間当たり	310円	200円	
保健指導室	1時間当たり	200円	100円	
栄養指導室	1時間当たり	200円	100円	
ボランティア室	1時間当たり	200円	100円	

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- 2 幼児は、無料とする。
- 3 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 4 使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 5 多機能室、栄養指導実習室、保健指導室、栄養指導室、ボランティア室の利用者が市外居住者の場合は、使用料及び冷暖房料を10割増しとする。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

令和5年度からのごみ処理施設の再編に伴い、負担金の減額が見込まれることから、ごみ専用指定袋の金額の見直しを行うことで市民や市内事業者の経済的な負担の軽減を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例(平成18年飯塚市条例第157号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「700円」を「500円」に、「400円」を「300円」に、「200円」を「150円」に、「1,000円」を「700円」に、「600円」を「450円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例 資料（新旧対照表）

新				旧			
別表第1(第18条関係)				別表第1(第18条関係)			
種別	取扱区分	単位	金額	種別	取扱区分	単位	金額
家庭系廃棄物	可燃ごみ専用指定袋	大10枚	500円	家庭系廃棄物	可燃ごみ専用指定袋	大10枚	700円
		中10枚	300円			中10枚	400円
		小10枚	150円			小10枚	200円
	かん・びん専用指定袋	大10枚	500円	かん・びん専用指定袋	大10枚	700円	
		中10枚	300円		中10枚	400円	
		小10枚	150円		小10枚	200円	
	不燃ごみ専用指定袋	大10枚	500円	不燃ごみ専用指定袋	大10枚	700円	
		中10枚	300円		中10枚	400円	
		小10枚	150円		小10枚	200円	
	粗大ごみ指定シール	1枚250円(粗大ごみの品目ごとの貼付枚数は、重量、形状、処理の困難性等を勘案して、4枚以内で規則で定める。)		粗大ごみ指定シール	1枚250円(粗大ごみの品目ごとの貼付枚数は、重量、形状、処理の困難性等を勘案して、4枚以内で規則で定める。)		
事業系一般廃棄物	可燃ごみ専用指定袋	大10枚	700円	事業系一般廃棄物	可燃ごみ専用指定袋	大10枚	1,000円
		中10枚	450円			中10枚	600円
	かん・びん専用指定袋	大10枚	700円	かん・びん専用指定袋	大10枚	1,000円	
	不燃ごみ専用指定袋	大10枚	700円	不燃ごみ専用指定袋	大10枚	1,000円	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>							

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

水道事業の今後の安定給水の確保及び給水サービスの維持に向けた財政の健全化を図るため水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の規定による料金改定を行う必要があるため、本案を提出するものである。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例（平成18年飯塚市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の1条を加える。

（口座振替の方法により納付する料金の特例）

第30条の2 口座振替の方法により納付する料金は、第23条又は第27条の規定により算定した料金の額から口座振替1回当たり110円を減額することができる。

2 前項の規定にかかわらず、水道の利用者又は管理人の責めに帰すべき理由により企業管理者が定める日に料金が納付されなかったときは、この限りでない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第23条関係）

給水料金

種別、 口径及び用途	料率	基本料金		従量水量及び従量料金（1箇月につき）（1m ³ につき）
		水量	料金	

専 用 一 般 用	13mm	5m ³ まで	1,100円	11m ³	155円	21m ³	195円	51m ³	240円	101m ³	265円	
		10m ³ まで	1,230円	から								から
	20mm	5m ³ まで	1,660円	20m ³	50m ³	まで	まで	100m ³	まで			
		10m ³ まで	1,790円	まで								
	25mm	5m ³ まで	2,120円									
		10m ³ まで	2,250円									
	40mm		4,220円	1m ³								
	50mm		7,860円	から								
	75mm		17,000円	20m ³								
	100mm		27,700円	まで								
	150mm以上		61,200円									
	浴場用	100m ³ まで	9,200円	101m ³ 以上1m ³ につき 75円								
私設消火栓用	演習1回10分ごとにつき 600円											
特別用	企業管理者が別に定める額											

備考

- 1 口径とは、水道メーターの口径をいう。
- 2 上表により算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和4年3月1日以後に算定する水道料金について適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。

飯塚市水道事業給水条例 資料(新旧対照表)

新											旧												
<p>(口座振替の方法により納付する料金の特例)</p> <p>第30条の2 口座振替の方法により納付する料金は、第23条又は第27条の規定により算定した料金の額から口座振替1回当たり110円を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、水道の利用者又は管理人の責めに帰すべき理由により企業管理者が定める日に料金が納付されなかったときは、この限りでない。</p> <p>別表第2(第23条関係) 給水料金</p>											<p>別表第2(第23条関係) 給水料金</p>												
種別、 口径及び用途	料率	基本料金		従量水量及び従量料金(1箇月につき)(1m ³ につき)								種別、 口径及び用途	料率	基本料金		従量水量及び従量料金(1箇月につき)(1m ³ につき)							
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金			水量	料金	水量	料金	水量	料金				
専用 一般用	13mm	5m ³ まで	1,100円	11m ³ から	155円	21m ³ から	195円	51m ³ から	240円	101m ³ 以上	265円	専用 一般用	13mm	5m ³ まで	810円	11m ³ から	115円	21m ³ から	145円	51m ³ から	175円	101m ³ 以上	195円
		10m ³ まで	1,230円	20m ³ まで		50m ³ まで		100m ³ まで						20m ³ まで	910円	20m ³ まで		50m ³ まで		100m ³ まで			
	20mm	5m ³ まで	1,660円									20mm	5m ³ まで	1,220円									
		10m ³ まで	1,790円										10m ³ まで	1,320円									
	25mm	5m ³ まで	2,120円									25mm	5m ³ まで	1,570円									
		10m ³ まで	2,250円										10m ³ まで	1,670円									
	40mm		4,220円	1m ³								40mm		3,130円	1m ³								
	50mm		7,860円	から								50mm		5,710円	から								
	75mm		17,000円	20m ³								75mm		12,030円	20m ³								
	100mm		27,700円	まで								100mm		19,530円	まで								
150mm以上		61,200円									150mm以上		42,180円										
浴場用		100m ³ まで	9,200円	101m ³ 以上	1m ³ につき	75円					浴場用		100m ³ まで	9,200円	101m ³ 以上	1m ³ につき	75円						
私設消火栓用		演習1回10分ごとにつき	600円								私設消火栓用		演習1回10分ごとにつき	600円									
特別用		企業管理者が別に定める額									特別用		企業管理者が別に定める額										
備考											備考												
1 口径とは、水道メーターの口径をいう。											1 口径とは、水道メーターの口径をいう。												

2 上表により算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和4年3月1日以後に算定する水道料金について適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。

2 上表により算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和3年6月11日提出

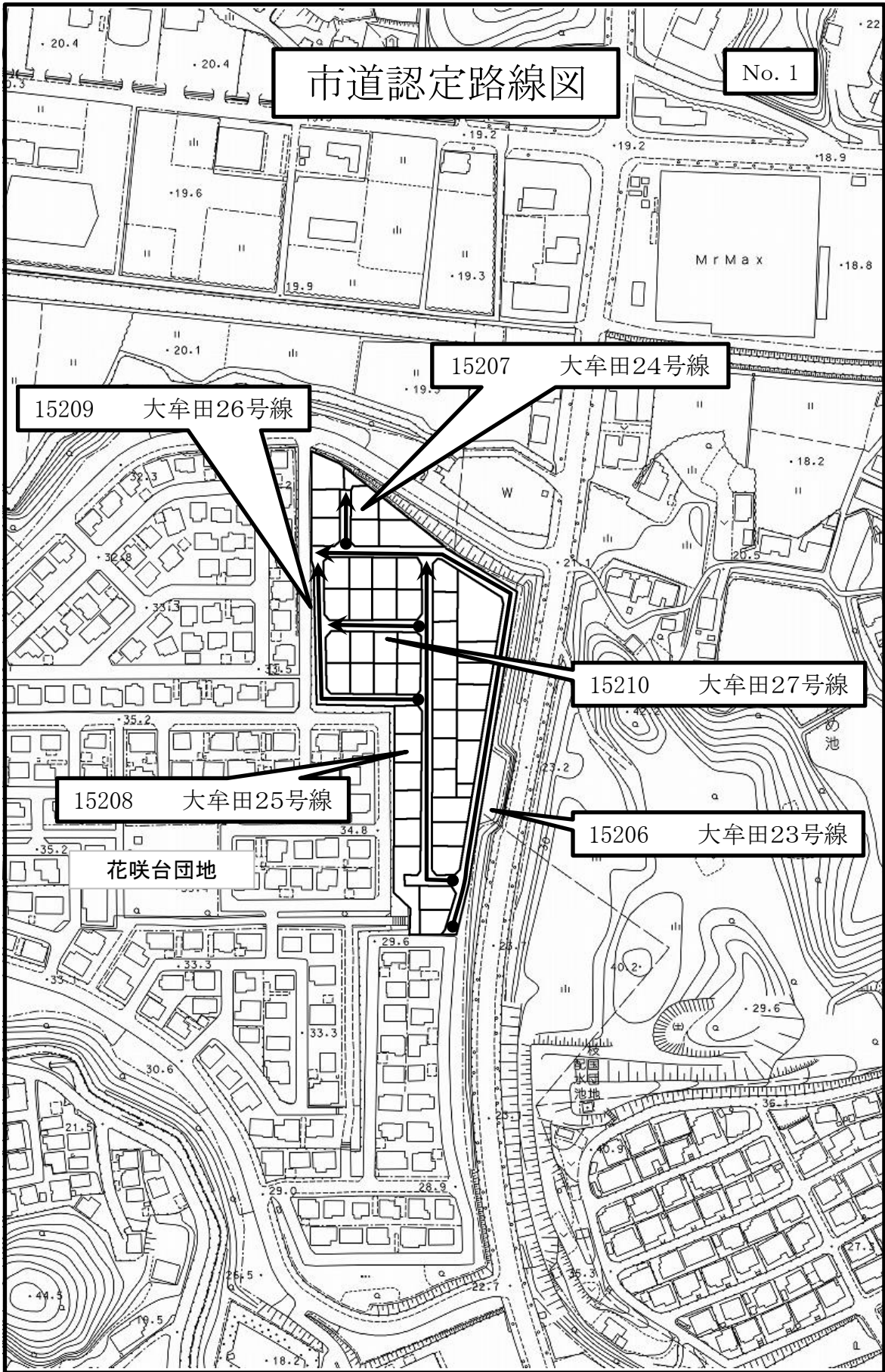
飯塚市長 片 峯 誠

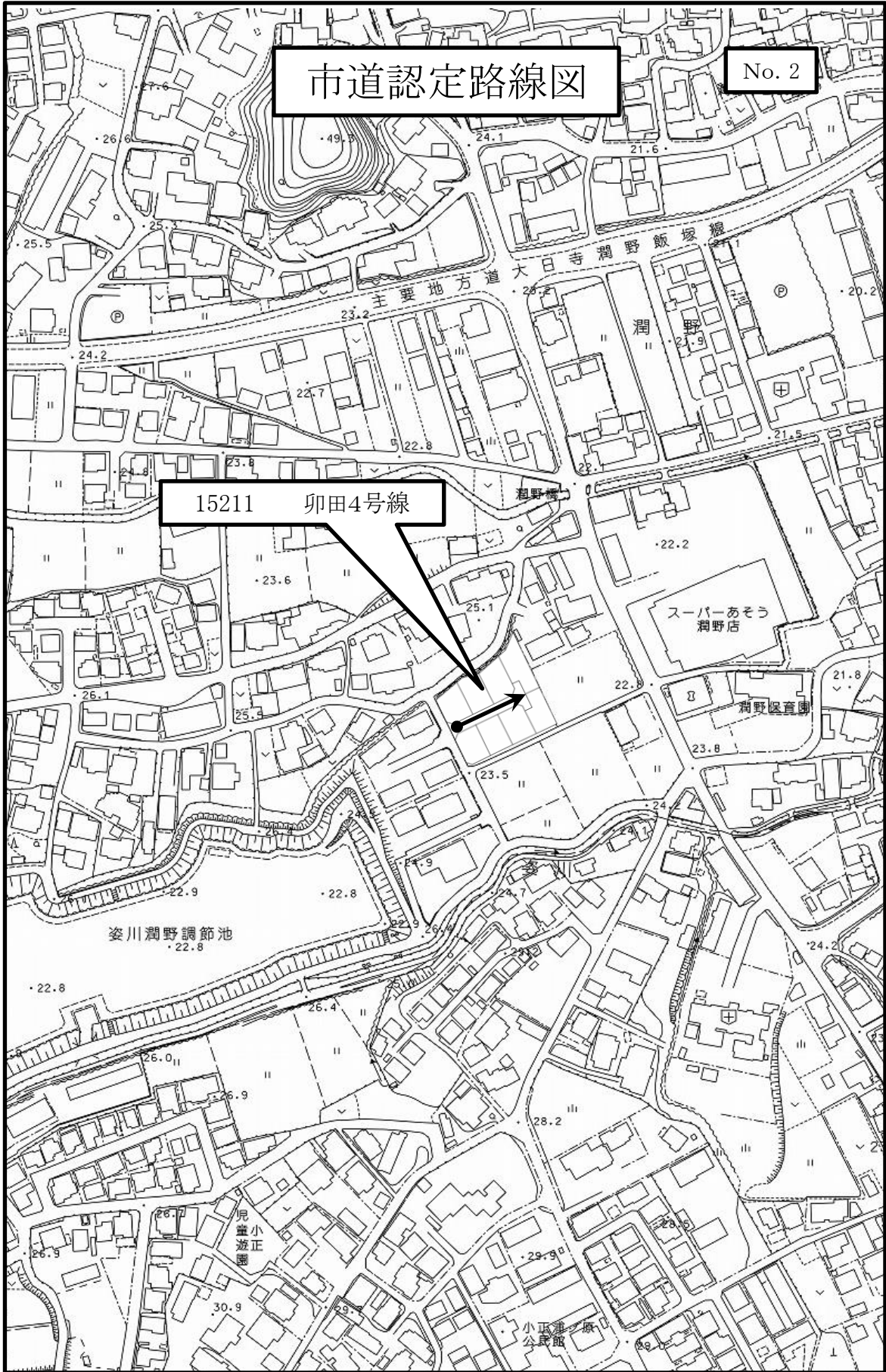
提案理由

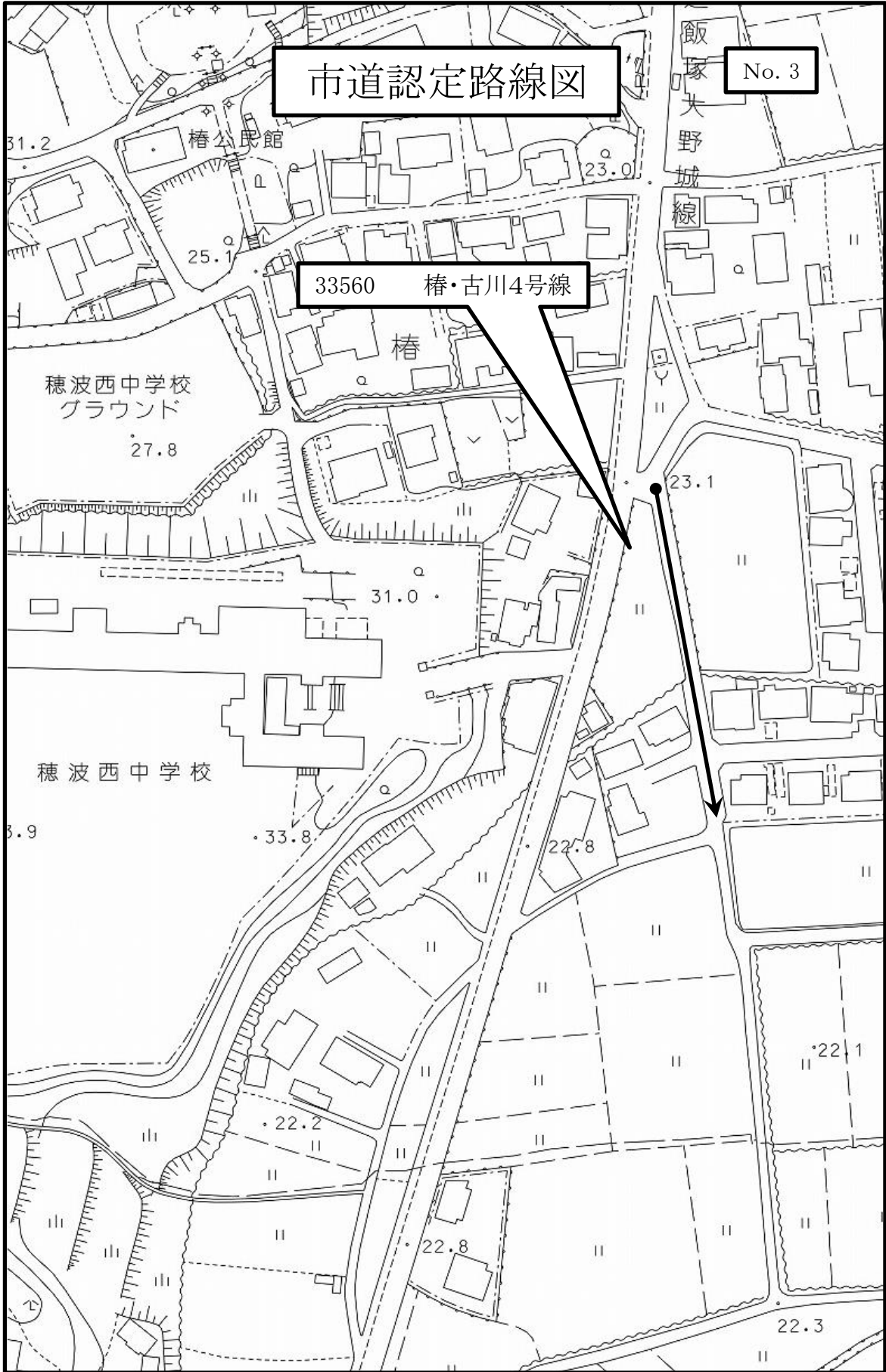
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15206	大牟田 2 3 号線	潤野 904-224 地先	潤野 904-110 地先	6.0	289.5	No.1
2	15207	大牟田 2 4 号線	潤野 904-456 地先	潤野 1362-11 地先	6.1	29.7	No.1
3	15208	大牟田 2 5 号線	潤野 904-462 地先	潤野 904-461 地先	6.5	183.9	No.1
4	15209	大牟田 2 6 号線	潤野 904-460 地先	潤野 904-458 地先	6.5	124.1	No.1
5	15210	大牟田 2 7 号線	潤野 904-483 地先	潤野 904-477 地先	6.3	50.4	No.1
6	15211	卯田 4 号線	潤野 63-11 地先	潤野 63-4 地先	7.2	42.2	No.2
7	33560	椿・古川 4 号線	椿 26-1 地先	椿 235-3 地先	4.8	103.8	No.3
8	33561	秋松・築切 1 号線	秋松 349-8 地先	秋松 350-9 地先	6.1	33.7	No.4
9	33562	楽市・名越 3 号線	楽市 200-16 地先	楽市 197-10 地先	6.4	91.2	No.4
10	33563	楽市・名越 4 号線	楽市 1080-1 地先	楽市 199-3 地先	6.4	15.4	No.4
				合 計		963.9	







市道認定路線図

No. 3

33560 椿・古川4号線

椿

穂波西中学校
グラウンド

27.8

31.0

穂波西中学校

3.9

33.8

22.8

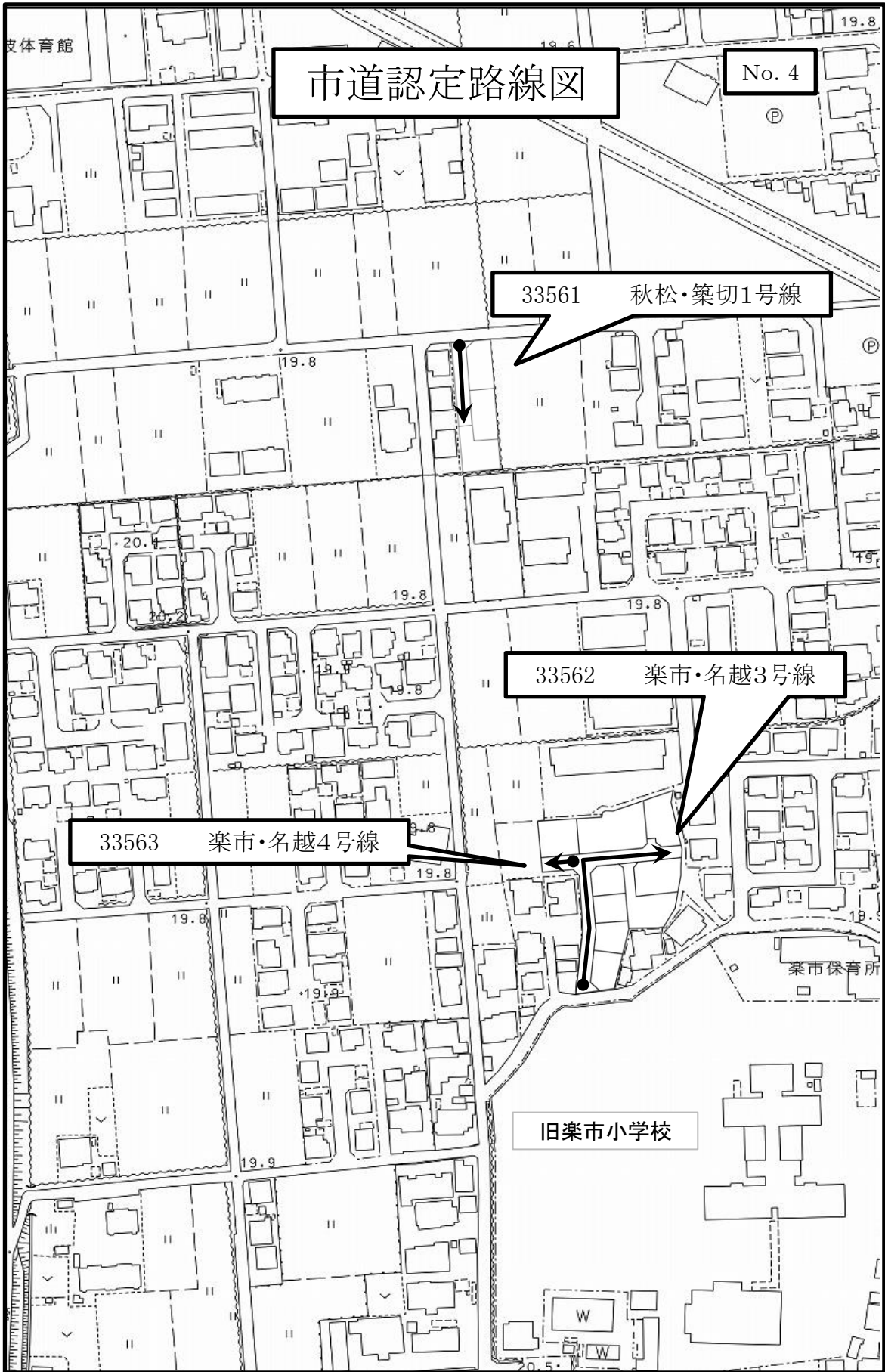
23.1

22.1

22.2

22.8

22.3



財産の譲渡(中三集会所建物)

次の財産を無償で譲渡するものとする。

令和3年6月11日提出

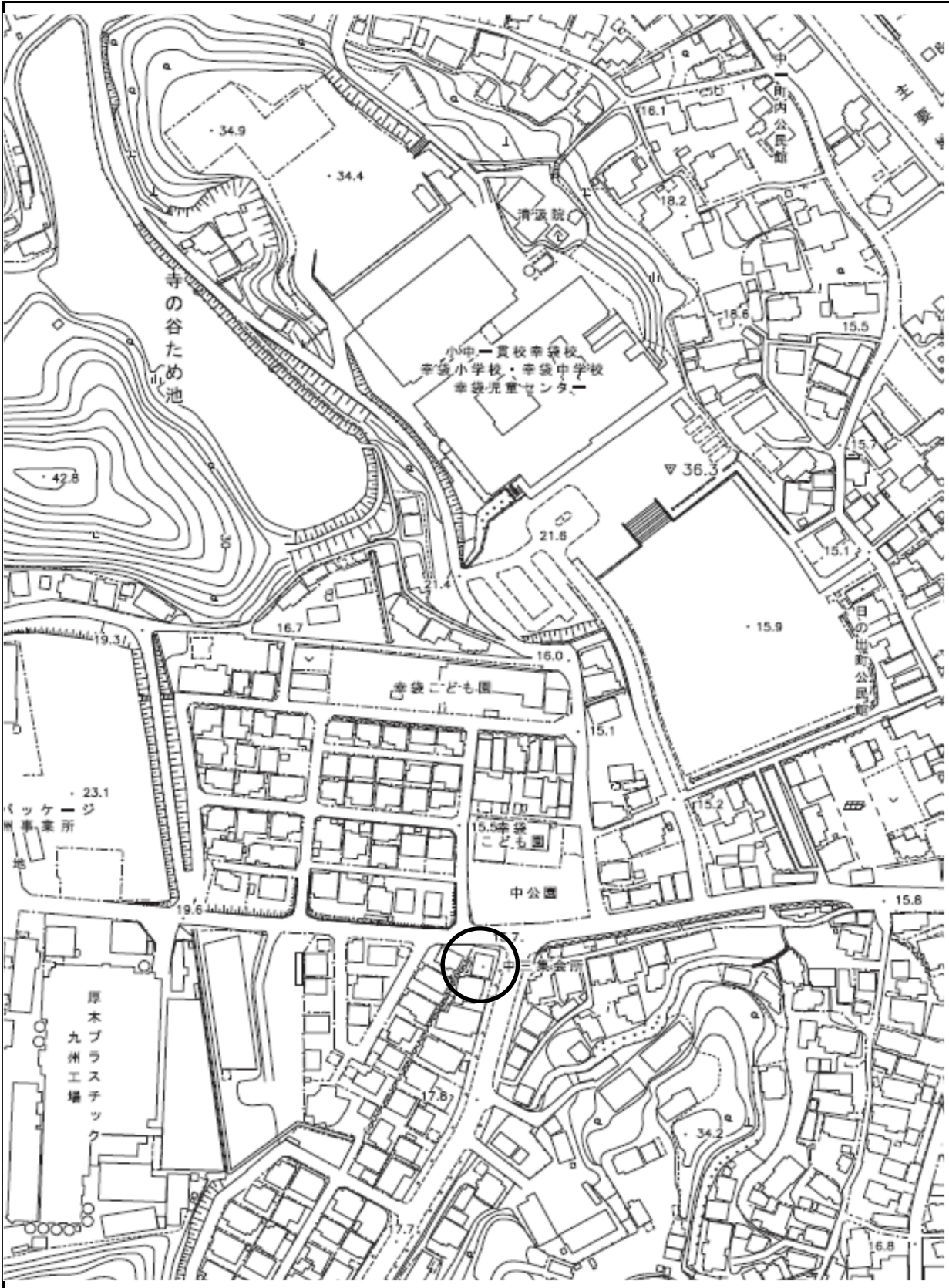
飯塚市長 片 峯 誠

- 1 譲渡する財産 中三集会所建物
所在地 飯塚市幸袋747番地35
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 146.12平方メートル
- 2 譲渡の相手方
住所 飯塚市幸袋747番地35
法人名 大谷町自治会(認可地縁団体)
代表者 平 豪文

提案理由

中三集会所建物を譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、本案を提出するものである。

位置図（中三集会所建物）



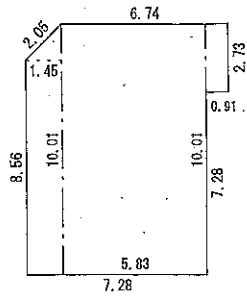
各階平面図

家屋番号 843番3

建物図面
各階平面図

建物の所在 飯塚市幸袋字中良木848番地3、747番地35

1階

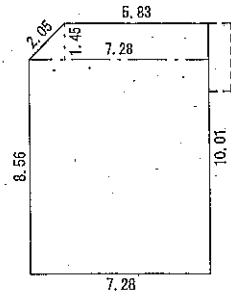


求積表

0.91 × 2.73	=	2.4843
(10.01 + 8.56) × 1.45	2 =	13.46325
5.83 × 10.01	=	58.3583
計		74.30585

床面積 74.30 m²

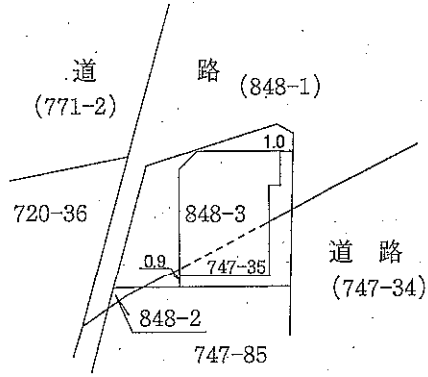
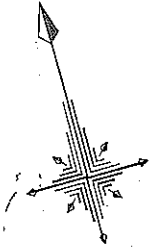
2階



求積表

7.28 × 8.56	=	62.3168
(5.83 + 7.28) × 1.45	2 =	9.50475
計		71.82155

床面積 71.82 m²



専決処分の承認(令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正
予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和3年5月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第2号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和3年6月1日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和3年5月31日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 46,092円

1 事故発生日時、場所

令和3年1月26日(火)午後8時頃

飯塚市大日寺地内 八木山展望台駐車場

2 事故の概要

相手方車両が八木山方面から大日寺方面に走行中、八木山展望台駐車場へ進入した際、展望台敷地内の陥没箇所にも車両左側前輪が入り込み、フロントバンパーを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 フロントバンパー

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金46,092円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

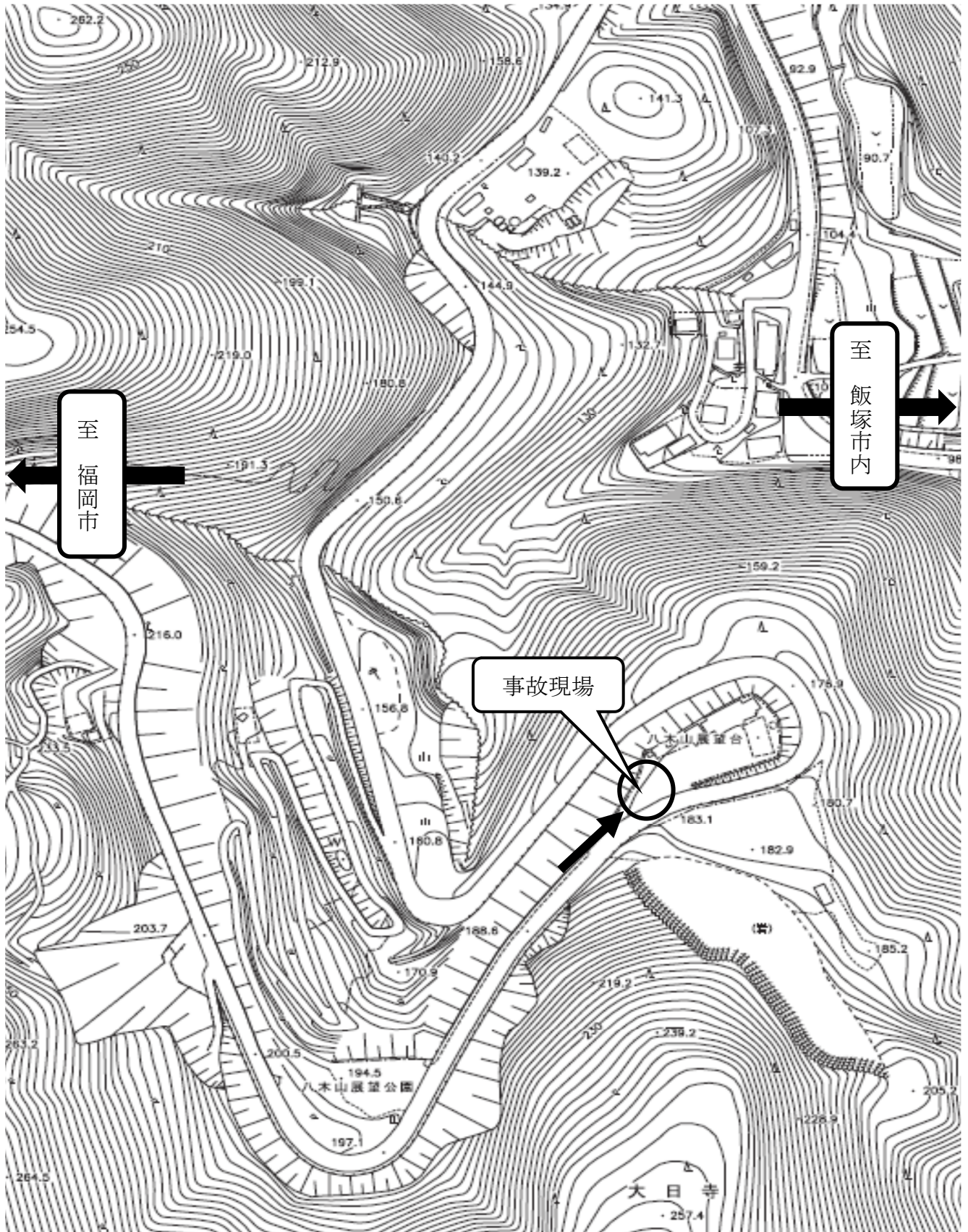
5 損害賠償額の内訳

修理費用153,640円のうち、市の過失割合30%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市大日寺地内



継続費繰越計算書の報告(令和2年度飯塚市一般会計)

令和2年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理 費	二瀬交流セン ター整備事業	616,658,000	326,975,000		326,975,000	223,926,600	103,048,400	103,048,400	3,447,400	35,201,000	64,400,000	
		鯉田交流セン ター整備事業	412,743,000	245,220,000	158,523,000	403,743,000	376,966,700	26,776,300	26,776,300	26,776,300			
10 教育費	6 保健体育 費	体育館等建設 事業	5,087,910,000	2,507,934,000		2,507,934,000	1,497,080,000	1,010,854,000	1,010,854,000	96,728,000	43,626,000	870,500,000	
合 計			6,117,311,000	3,080,129,000	158,523,000	3,238,652,000	2,097,973,300	1,140,678,700	1,140,678,700	126,951,700	78,827,000	934,900,000	

継続費繰越計算書の報告(令和2年度飯塚市下水道事業会計)

令和2年度飯塚市下水道事業会計資本的支出継続費を繰り越したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和 2 年度 飯 塚 市 下 水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 2 年度 継続費 予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			翌年度 繰 越額に係る 繰越を要す るたな卸資 産の購入 限度額		
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的 支出	1	建設改良 費	浦田第一雨 水幹線整備 に伴うJR負 担金	1,418,849,000	626,079,000	316,064,000	942,143,000	228,667,000	713,476,000	713,476,000	313,000,000	313,030,000	87,446,000	0
合 計					1,418,849,000	626,079,000	316,064,000	942,143,000	228,667,000	713,476,000	713,476,000	313,000,000	313,030,000	87,446,000	0

繰越明許費繰越計算書の報告(令和2年度飯塚市一般会計)

令和2年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	飯塚駅周辺整備基本計画策定支援委託料	29,250,000	27,493,000					27,493,000
	4 選挙費	県知事選挙運営事業	53,048,000	30,138,753		30,138,753			
3 民生費	2 児童福祉費	新生児特別給付金事業	10,038,000	10,038,000					10,038,000
		筑穂保育所整備事業	556,858,000	515,537,400			505,700,000		9,837,400
4 衛生費	1 保健衛生費	ワクチン接種事業	145,662,000	140,926,343		140,926,343			
		高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業	1,447,000	1,373,864		536,000			837,864
6 農林水産業費	1 農業費	五反田井堰改良工事	7,500,000	4,240,000			4,200,000		40,000
7 商工費	1 商工費	IT導入等応援補助金	40,736,000	16,461,000					16,461,000
		飲食店応援事業	102,126,000	59,996,740					59,996,740
8 土木費	2 道路橋りょう費	杉園橋補修工事	39,165,000	37,074,400		19,580,000	12,800,000		4,694,400
		道路橋りょう補修事業	216,500,000	216,500,000		108,220,000	108,200,000		80,000
		第2出雲線道路改良事業	19,000,000	17,845,217			17,800,000		45,217

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業各所改修工事	30,100,000	30,100,000		15,000,000	15,000,000		100,000
		相田公園整備工事	56,400,000	56,400,000					56,400,000
	5 下水道費	下三緒排水ポンプ場新設事業	70,913,000	34,595,000					34,595,000
		川津排水ポンプ設置工事	92,213,000	92,139,000					92,139,000
	6 住宅費	相田公営住宅建替事業設計委託料	21,896,000	15,816,000			10,400,000		5,416,000
	10 教育費	2 小学校費	教育用情報機器整備事業	798,148,000	113,220,300				
3 中学校費		教育用情報機器整備事業	362,324,000	51,779,700					51,779,700
13 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	9,000,000	3,561,201					3,561,201
合 計			2,662,324,000	1,475,235,918		314,401,096	674,100,000		486,734,822

令和2年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越

令和2年度飯塚市下水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度に繰越る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業 (当初予算)	155,682,000	50,000,000	105,682,000	50,800,000	45,623,000	9,259,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に事業が完了しなかったため
		施設整備事業 (補正予算 (第2号))	165,100,000	0	165,100,000	91,200,000	58,650,000	15,250,000	0	0	国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったため
		施設改良事業 (補正予算 (第2号))	436,400,000	0	436,400,000	185,400,000	177,400,000	73,600,000	0	0	国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったため
合計			757,182,000	50,000,000	707,182,000	327,400,000	281,673,000	98,109,000	0	0	

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

飯塚市長 片 峯 誠

本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

